

第8回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 3 年 2 月 2 4 日 開会

令和 3 年 2 月 2 4 日 閉会

浦幌町農業委員会

令和3年2月24日 第8回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時32分

1 出席委員

1番	広瀬雅彦	2番	松村竜幸	3番	山本盛
4番	伊藤光一	5番	小野木淳	6番	石塚健一
7番	福田和己	8番	大坂有	9番	山村幹次
10番	高木政志	11番	木南和徳	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主事 河上彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認
について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について
- 日程第 7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第5号 農地所有適格法人要件の確認について

4 議事内容 午後2時00分 開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号3番山本委員、4番伊藤委員を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願ひいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 日程第4、議案第1号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願ひします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和3年2月24日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の1件であります。

議案書3ページをご覧ください。賃貸人は、幕別町に住所を有する方。賃借人は、合流に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成28年9月30日に賃貸借されましたが、令和3年2月8日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買2件の所有権移転案件と賃貸借1件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議をいたします。初めに番号34番、35番の所有権移転案件について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和3年2月24日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件2件、賃貸借案件1件でございます。

番号34番。譲渡人は、札幌市に住所を有する方。譲受人は、釧路市に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は2筆合わせまして24,234平方メートルです。契約の種類は、売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、経営の安定を図るため農地を売買するものであります。

番号35番。譲渡人は、千葉県君津市に住所を有する方。譲受人は、共栄に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、5,012平方メートルです。契約の種類は売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、農地の有効利用のため。譲受人は、経営規模拡大のためであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たし

ていると考えております。

議案書5ページから6ページに3条番号34から35の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して番号34番について、地区担当委員の山本委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○山本委員 番号34番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の安定を図るため農地を売買する内容であり、1月28日現地を確認したところ農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 はい、ありがとうございます。次に番号35番について、地区担当委員の大坂委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 番号35番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営の規模拡大する売買する内容であり、2月10日現地を確認したところ農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 はい、ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号番号34番、35番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号番号34番、35番は原案のとおり決定をいたしました。

次に番号36番の利用権設定案件について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書4ページをご覧願います。番号36番。貸主は、川流布に住所を有する方。借主は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は11筆合わせまして、164,745平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年2月25日から令和3年11月30日までの1年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営規模縮小の為、農地の一部を貸し付ける。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案書7ページから8ページに3条番号36の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号36番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の

安定を図るため賃貸借を締結する内容であります。2月3日に現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告します。以上です。

○小川議長 はい、ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第2号番号36番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号番号36番は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出
について

○小川議長 日程第6、議案第3号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書10ページをご覧ください。議案第3号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。令和3年2月24日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号1番。農用地区域内の農地の用途区分を農業用施設用地に変更するものであります。用途区分を変更する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、小麦の乾燥作業の効率向上を図るため乾燥施設を新設するためであります。申出地につきましては、おおむね41.1haの集団性を有する農用地を含む農用地区域から1,495㎡を用途変更するもので、農用地の集団化については問題ありません。また、用途変更によって集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないため、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。なお、申出地は周囲の土地改良施設用地と重複しておらず、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。以上により、本件は農振法施行規則第4条の2第1項第2号の基準を満たすことから、申出地を農業用施設用地に指定できるものと認められます。よって、農地転用に関する許可基準から見た意見としましては、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当であるとしております。農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域内の農地につき、農用地利用計画に指定された用途に供する場合に該当するものであります。また、本案件については、変更に係る総面積が10,000㎡を超えない軽微な変更であるため、異議がなければ、ただ今説明した、農地転用に関する許可基準から見た意見を付して浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに変更後の計画が告示され変更が決定されます。

なお、本案件に関する位置図、計画変更部分図、配置図等の資料について、議案書11ページ

から17ページに添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第7 議案第4号 農地法第5の規定による許可申請について

○小川議長 日程第7、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書18ページをご覧ください。議案第4号。地法第5条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和3年2月24日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号3番。申請人は、貸主であります相川に住所を有する方。借主は、子である相川に住所を有する方です。申請地は、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農業用施設として小麦乾燥庫の建設、エプロン、作業場、機械置場及び作業通路等となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用のための権利移動の不許可の例外でございます。農地法第5条第2項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、権利を取得しようとする とあり、農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。

議案書19ページから22ページに番号3番の位置図、配置図、地積測量図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本案件の面積が30a以下であるため本農業委員会総会で許可相当と判断された後、許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第8 議案第5号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 日程第8、議案第5号「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書24ページをご覧ください。議案第5号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により、農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。令和3年2月24日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項で、毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会に対し事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

ただ今審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から2番の2件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。

確認要件につきましては、議案書25ページに説明資料がございますのでこの資料に沿って説明させていただきます。

農地所有適格法人の確認要件には、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。株式会社の場合は議決権の合計(株式)の過半を、持分会社の場合は社員の過半を、次に掲げる者が占めていなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件。以上の4要件があります。この4要件につき、別添の第8回農業委員会総会議案説明資料1ページから4ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、番号1番から2番の法人につきましては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の4要件のいずれも満たしておりますので、適と判断するものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第5号番号1番、2番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号番号1番、2番は、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ございませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それでは、以上をもちまして第8回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時32分 閉会